

事 務 連 絡

令和2年4月14日

都道府県教育委員会教科書関係事務主管課 御中

文部科学省初等中等教育局教科書課

令和2年度使用教科書の給与について（依頼）

新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に際しての教科書給与については、令和2年3月24日付け元文科初第1780号文部科学事務次官通知「令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について（通知）」及びその他通知等においても児童生徒への遅滞ない給与等示しているところです。

臨時休業期間中における児童生徒の家庭学習については、指導計画等を踏まえながら、主たる教材である教科書に基づく家庭学習を課すことが求められております。

下記に、これまでの通知等でも周知しておりますが、改めて教科書の給与方法について例示として示しますので、管内の教育委員会及び各学校に対し、学校の再開に合わせて給与するのではなく、速やかな教科書の給与について改めてお願いします。

記

新年度に使用する教科書の給与方法例について

- ① 臨時休業ガイドラインに基づき、地域の感染状況や学校、児童生徒の状況等も踏まえながら、登校日や家庭訪問の際に、併せて教科書も給与する。
- ② 学年別に時間をずらすなど、来校する保護者等を分散する等の措置を講じた上で、保護者等の状況に配慮しつつ、教科書の受け取りの日程を設定し、各学校より保護者等に対し、電話、メール等を用いて周知を行い、来校した際に給与を行う。
- ③ 感染拡大防止に伴う児童生徒の出席停止措置など、やむを得ない理由により、児童生徒及び保護者が、学校まで教科書の受け取りに来られない場合、教員等学校関係者による家庭への教科書の受け渡しや郵送等、児童生徒の実情に応じて弾力的な給与を行う。

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局教科書課無償給与係

TEL : 03-6734-2411 E-mail kyokasyo@mext.go.jp